

昭和四十七年九月廿四日金沢林名寺に詣り探る

第四十九回史跡めぐり資料

(金沢林名寺文書と
青石塔婆より見たる越ヶ谷周辺)

越谷市郷土研究会

史跡めぐり資料目次

金沢文庫と云えば誰でもわかる

一、 林名寺の所山はいつ頃か……………一頁

古文書 …… 敬策

一、 第一章 増鏡、吾妻鏡に見える前幕関係……………五頁

増鏡……………六頁

吾妻鏡……………一二頁

林名寺文書 第一号 二号

〃 第三号 其他青石塔婆、熊野文書等

〃 文書 八号 二二P 中世武士の所領の増大と維持……………二一頁

〃 文書 九号 奈良制と名主の位置……………二五頁

熊野文書（大川戸）他寄進帳状各種……………二八頁

金沢文書 十六号以下 赤岩船（三ヶ村と十四ヶ村年貢米の争）……………三一頁

所領の移移（本領と支領）中世期の図説……………四〇頁

下河辺庄 郡領の年貢の變遷……………四一頁

〃 赤岩三ヶ村地……………四三頁

〃 代官と被官人……………四四頁

〃 関係資料編年表……………四七頁

終 び……………五〇頁

金沢林名寺と史跡めぐり第 四資料

本会理事並東武世方史田朗調査会主幹

山石 井 茂 氏

註 左二編より抜粋合本とした

昭和四三年二月廿五日版「越ヶ谷周辺の丁史を探る」(一)

金沢林名寺文書を主体として(磨鏡善妻鏡)

“ 四五五年正月五日出版「下河辺庄と赤岩郷との相関性」

本誌 金沢林名寺領と源寂傳板碑(禪宗)について

△金沢林名寺

現在 福浜市金沢区に在る寺院で、今は「金沢八景」とひ、遊園地などで有名であり、好學の士間では「金沢文庫」と名をばせられても知る所である。

(資料 (一) 参照)

林名寺とは、北条義時の子実泰が往時大浦庄金沢を本領として、高庄内釜利谷に居住した様で、実泰は大浦康または釜利谷殿と称されたがこの釜利谷の隣りが、金沢村であり、実時の子の代にこの金沢に新居を移した様である。

始祖実泰の時より金沢を姓となしたが不明だが二祖実時の代には金沢氏を名乗ったようである。

林名寺の附山はいづ頃か

金沢氏の始祖実泰が卒したのは、弘長三年九月廿六日(一二六三)陸奥五郎平実泰卒、法名 淨仙五天と吾妻鏡に見えるから、この後に実時が金沢に転居して

その邸内の私仏堂を設け、後に独立の寺院と成したものであろう。

実泰卒後九年ののち、文永六年(一二二七) 金沢林名寺鐘銘として「中書」 文永己巳仲秋と日奉先考妣結縁入晋同成正覺鏡之 大旦那越後守平朝臣実時とあり、正安三年(一二三〇) 改鑄銘にも正安 辛丑仲秋九日、大旦那正五位下前越後守平朝臣顯時、法名付慧日云々」とあり、恐らく前出の文永六年、鐘銘に見られる如く、この年金沢実時の附墓として附山されたものであろうと思われる。

実時の法名が「林石寺正慧」であらうからこの法名を以って寺号と成した事は云うまでもない。

文永十二年四月廿と日(一二七五)金沢実時はその妻と想われる藤原氏に所領を譲っている文書が見られるが、金沢林名寺文書五二一三に信濃国太田庄大倉、石林爾等、下總国下河辺庄前林河東西郷並平時村一村

右件所々所讓与縁原氏也、但下河辺庄郷村寺老一期之後可付總領之狀如件、文永十二年四月廿五日越後守平(花押)とあり、これが下總国下河辺庄と河妻以汝城原根郡總和町と五段村に比定され、平野村は、理荷玉親幸寺町平野であらう事は近藤である点を懸念するに間違ひあるまい。

さて、ここに一つの同題がある。

下河辺庄は八条院領である事は知られる所と文略二年三月十二日付(一一八六)吾妻鏡にも関東知行国内年額未済庄々注文に、下總国八条院領下河辺庄が見え、同四年六月廿一日(一一八八)の条に地頭沙汰系々に八条院領として下河辺庄と武蔵太田庄が見える。この西庄は何れも秀頼流藤原氏を名乗る下河辺氏と大河戸氏、その介脈の清久氏、葛沢氏、高柳氏、それに小山氏や太田氏と同系の一族によつて居庄もしくは庄司として稱号していた土地で、これ等が代人として得分していた款で下河辺氏の本領で別つたのが、一体何時頃より金沢氏の所領と成つたかが同題となる款である。これらを図録資料を追求して見た。

「前林河妻寺伝」にて曰、建長三年(一一八二)年(文永六年)

(一一八四)永福寺堂号三建に下河辺行本、春日寺堂号、南光院の行親等が協力したと見え、建長五年八月九日(一一五二)下河辺庄熱湯に奉行入として、清久

弥二郎保行が見えるが、それより先文暦元年六月廿日(一一三四)金沢実泰は病氣の為侍所刑当を辞して、子息の太郎実瑞に所領をゆづつたと吾妻鏡に見える。建長三年十二月三日(一一五〇)足利宮内少輔泰成は三六才の若さで出家した為同日、その所領下總国塩生庄を召籠たれてこれを金沢実府に下賜されている蹟が見える。即下總国下河辺庄が金沢氏の所領となつたのは建長年中(一一五〇)一(一一五六)あたりであらうか。

前出文書の所見にては前林河妻郷と平野村は藤原氏一期の後は總領に付すべしとあるから下河辺諸郷村の地頭取は実府直系の当主の總領であつたことが窺ひ知れる。若しくは領家取が北条氏でその一門や畧人に庄内地頭を介給したものであらう。下河辺氏の記載が吾妻鏡にて少なくなるのは、前記建長年中以前と比較するに、北条一門の隆盛と相まつてその版圖の拡大と共に下河辺庄が金沢氏の所領と成つたと想定したい。文永六年頃、実府が金沢條名寺が建立されて、まずその子孫等が同じ年の十一月三日に寺の内外の敷地を寄進している。金沢條名寺文書に曰く

「建」

武蔵国金沢條名寺寺内寺外敷地事、若敷地者、住所副連絵圖之際自 司令領知給之狀如件。

文永六年十一月三日 越後守顯晴

とあつて、前記鐘銘の年と一致し、且一ヶ月後である事に注目される。しかし寺領として此の所領を寄進した年は不明である。

建治二年十月廿二日（一二七六）卒して林名寺殿正慧と号したが、これは寺を開基建立した年より五年位のちのことであり、その在世中すでに下河辺齋郷村を林名寺領として寄進してあつたかは不明であるが、永仁二年（一二九三）の下総管下河辺庄下方内林名寺領実換帳が翌年正月に出されている。

「林名寺文書五二三三」所収を紹介すると、永仁元年下河辺庄下方内 林名寺領実換帳

○ 五二三三 下総管下河辺庄下方内林名寺領実換

注進 下河辺御庄下方内林名寺領村々 永仁元

年実換目録

現作田 三十五町四反小四十歩 加新田定

除 一反 三百歩

定田 三十五町二反半四十歩

御佃 三丁五反九十歩

○ 分米 二十九石六斗一升 反別八斗四升半

除 産食定

所当田 三十一町七反小十歩

○ 分米 百二十六石九斗四升三合三勺三才

反別四斗貳

○ 并米 百五十六石五斗五升三合三勺三才

鳥子兵衛三郎跡

現作 二十四丁八反三十歩

除 一反三百歩

定田 二十四丁六反九十歩

御佃 二十四反半四十五歩

分米 二十石六斗八升五合

新当 二十二丁一反半四十五歩

分米 八十八石六斗五升

并米 百九石三斗三升五合

上野殿入二箇跡

現作 八丁三反半二十歩

御佃 八反小五歩

分米 七石一升

所当田 七十五反七十五歩

分米 三十石八升二合

并米 三十七石九斗二合

庄山入道跡

現作 二丁二反大五十歩

御佃 二反百歩

分米 一石九斗一升五合

所当田 二丁半十步

分米 八石二斗一升一合

併米 十石一斗二升六合

石法 進如件

永仁二年正月 日

左近衛尉 平忠重(花押)

沙 殊 西川(花押)

下河辺庄下方の秋名寺々領の下地構成は次の通りで

あり

除田 川沙汰免 一区三百歩

總田敷

御田 三丁五反九十歩

定田

所当田 三十一丁七反小十歩

(4) 除田は、小沙汰免として見た。これは、寺領の

沙汰入の捨田であつて十四ヶ村の三大名主の附の

鳥子兵衛尉に給せられている。

(5) 佃は所当田の一割であり、中世荘園の一時的比

率と見ることが出来る。三人の名主に保田田敷に

凡例して不均等に配分されている。

(6) 所当田は、御田と同様 三人の名主に不均等に

配分されている事が判り

その思給は五三三二文書の三人の名主は、頭時以前に
行われたものらしく何れも跡地となつてゐる。

この頃の知行人は初給入の子孫ではないか。察する
に廻つて金沢氏の始祖実家の時代に廻つたものと推定
されます。

春日朝次郎重行生まれる(鶴尾本)父は後に見らる
殊二郎入道刀??

十一月八日 武島野東原太田御庄葛西大願寺別当大

東院神宮寺の靈銘聖入抄阿大願主西願 (今亡)

記銘茶師如来立像、この年の年記あり、春日部市赤

沼 常楽寺所在

(7) 同寺には鎌倉時代の「境」と推定される巻が先

耳栗田 所蔵されてあり、 当所の豪族(大川氏)

(8) 北条家田舎の岩付、弥助寺に相模守北条時康は大

及貞親を代人として 元寇警退を祈願し

一、祈願之事

初弟子時宗永扶帶祚久護宗東不施一箭而四海安和不露一鋒而群魔頽息

弘安四年五月大祥白

北條宿禰時宗

殊一 朝 寺

文書は、領家代官に依る領家年貢の書き上げであつて、村内の田数、所当額と三人の名主の保有田数と年貢額祖額が明示されている。

この三人の名主(代官)は金沢氏の家人であらう事はその一入「鳥子兵衛三郎跡」と見える者の父にあたる人物が、建長八年八月十六日(一二五六)の競馬に高子左衛門次郎が見える点に考慮した。」と結んでいゝるのに徴し、

一、 阿山阿基の年代は

一、 阿基は

二、 その経緯は

一、 その裏行資料は

立証されるであらう。

「金沢林名寺文書」は 中世の

越谷周辺の歴史を語る資料

として絶好のものと著者は紹介されている。今その機会を得て親しく拝観し得る事は会衆一同等しく喜びとする処である。著者の言を再び再録し参考に資し、且著者自身、其の後の研究により、追加補訂を加え説明に当たられる事は、阿よりのおくりものである。

「未発表文書と既発表文書を整理分類し、史実の照合し究明に當る。阿王の中南部に於ける「鎌倉時代」靈印中期に」至る面を「吾妻鑑、太平記、武田文庫及阿王の中古文書、新武風土記、金沢林名寺々々の研究上下、古代祭祀と文学、松伏村羨勇文書、越ヶ谷市の史跡と伝説、光明院日記、阿基院寺伝、榮山山由緒」等拾有類病から探し求めた。越谷市周辺の「史跡的」江戸上郷までは駒西庄の南端

リ 中興以後は 越ヶ谷領と 林えられた。

第一章

(増鏡) 吾妻鑑に見えたる阿基に關係ある文書

二七四 承安 四年

朱ハ〇親

源元親半若丸（兼経）奥州へ出される時
武蔵の國境 下河辺庄高野川を渡る。
奥州街道の下道は南東ローミ替の台地と盆地帯の線に沿って附かれて居った。高野
川は現古利根川であり、幸手町、杉戸所の間に高野渡しがあつたとされている。

二八〇 治承 三年

五月十日
朱〇

下河辺庄武行平、平家建武の使者として源三位頼政のもとへ行く。
下河辺行平は武蔵の出身であり、その居館は旧古河城とされている。が詳細は不明
であり、一に五霞村、元承禱と藤橋町内河府同、大嶋に古跡跡があり、椎現堂川の
為西断されている。すべての判断からこの城跡の方が感ありと見える。

九月三日
朱

頼朝家人を召集する時、下河辺行平先着す。
大目川（現庄内古川）又は利根川（現古利根川）を利用して海路草道を取ったと書
されている。

九月十九日

頼朝安房に赴き、上総より下総に

朱上 藤田

上総介ニ方 にて遷参し、頼朝の怒をかう。多今日和見と思われたが、
この場所「上藤田の辺り」上藤田は種々の点から春日部市の新方終と解せられる
頼朝、武蔵野国に下向す。葛西三處清重（江東区本田あたり） 曹島太高清光（其区

九月廿九日
臨田宿、

曹島町にて山と部実頼（後の朝光、鳥帽子親となりて元服させる。崇朝十四才、
集合した三処点からして、天はう「春日部市」あたりでは甘い。特に舟便を引い
た様子さうか見える

朱〇

二八一 治承 四年

大川戸太郎玄行（双前秀行、後の清久氏）三郎行元（高柳氏）四郎行平（葛原氏）

となるは本日

勘気を許される父下総権守重行が平家に逐しており、太田玄行（松伏大川戸）が三浦義明の女習で、一あつた故からか、下総の権守の地位

(朱)

にあつた大川戸重行の世かの判断するに、大川戸に居館を構えて居つたものと推定の下方に位値し、やはり都に幾分近く、舟運等の事も考慮に入れられ、二部、利根川を逆とつた時勢に居を構えた事が判明される。

二月廿八日

志田義弘 舟番にて乱を起す時、行平在國にて古河及び高野の邊を防ぐ、弟四郎政義も太田桓守行朝川手権原に陣をとり、処々に防ぐ

(朱)

在國即ち居館の近くで防戦し、下川辺氏と同一系統の従弟たる太田注司の行朝(爲密あたり)も小手指源(入間郡)でなく五霞村の小手指である)可れも在郷武士が防戦している(行平の成館近くで)

二八三

寿永 二年

武州尚東郡八条郷のことと見える。八条郷は尚西庄と發原に見えるが、始めは尚東であつたか。

二八四

寿永 三年

正月三日武蔵国埼玉郡足立郡(国程領)兩郡の大河戸御厨内の地を豊受大神宮に寄進す。大河土の御厨は尚葛の大半と足立郡の半分を占めていたらしく、この寄進では埼玉郡と足立郡のみしたものでか?、然し乍らこの頃大河戸の神明神社が初請されたらしい。又、神社もこの頃、国造神の香取社に合祀されたらしい。八幡社のみぞの名大なる、

二八五

元暦 二年

三月廿四日 遺の洲の合戦始まる。春日兼兵衛刺実元冠えむ。春日部氏の史上に見える最初(その名大なるは源氏の被官人となるか?)

二八六

文治 二年

三月十二日 下総國下野郡庄(八条院領)兩郡未済の権限される。

この時文治元年となる

注 西野

二二八八	文治 四年	(宋)
二二九二	建久 三年	(宋)
二二九四	建久 五年	(宋)
二二九九	正治 元年	(宋)
二二〇一	建仁 元年	

川辺庄ハ八条院の領地である点から、先に寄進された大河土御所の地は扇玉郡足立郡の部分だけであることが判り、八条村(八潮村)には八条院社があり八条院の本領分の地であったが尚、茶里副の名残とされる地名とは各位の知る処であるが、ここにもう一段深くメスを入れてはどうか。

六月四日 簡西及び太田庄、下河辺庄は近來土地増大せるも子細の沙汰吉となく、(改めて子細の沙汰有るべく)の沙汰を受く

下川辺。簡西。太田、各武士國の活躍と同時に民情の安定に依り、農地の開墾が盛んだ事柄が判り、且つ又その年貢等の為、田文の善とけをする様に命令されている。

大河土御所 神宮地邊につき、田八百余町 本宮分一三三足 本田丁別二疋四文、新田丁別二石、当所田丁別 一五三斗と定めたる。

当御所の平家知行の際、所務は國籍一三三足しか辨められなかつたのを源氏の代になつて正宮物を 当所田代八〇〇町余の全額免除し、本田丁別二疋四文とし新田は丁別二石として所当田は年貢一石三斗と新しく定めたることが判る。

十一月二日 武藏國太田庄の堤改修の沙汰あり、(期三月まで終るよう命せられた。利根川堤防(吉和根川)のことであり、濁水期に工事を終する様に命じている。農新(勅農策)と改領への配慮であることは説明を要せず。

十一月廿日、幕府は武藏國に願向があるとして田文土肥谷帳を作成させる。武州の田畑は低地の為、度々水害に逢う為、その手段として地頭や農民が懇田を作つたのかは知れない。又これら生活の為の防犯であつたろう。

八月十一日 下河辺庄 簡西に大津波あり人民千八余座溺 同数流される。

一二〇七	建永 二年 (承元元年)
一二一〇	承元 四年 (宋)
一二一一	承元 五年
一二一二	建曆 二年 (宋)
一二一三	建曆 三年
一二一九	寛喜 二年 (宋)

文面の如く現在よりこの地帯は海抜も低く津波の災難もあつた。昭和廿二年を想い起せばうなづける。

三月廿日 武蔵国荒野開墾の令下る。各地頭はその由伝令す。其の頃より特田、新田の開墾が進められた事が判る(勸農策)

三月十四日 武州の田文尊國務の条文改定す。

田畑の開墾が豊され、武蔵は主として(国衙領) 国衙の支配の形であり一貫された

十二月(三月九日改元して建曆元年) 田文作親の奉行人定む。

同右文 兼有の収入の主要な部分を或す為(国衙領)

二月十四日 武蔵国國務の事 御司取に沙汰有り。

同右文に続き、武州には「御司取」(国衙領) 制が確立された。

五月十七日 武蔵国大河土の御厨内八条親部大夫重清に賜わり地頭取に波江五郎光術(八条氏)

武蔵国部の大河土御厨分の八条郷と併し、下総国部分の大河土御厨分でないことを明記されている。これによつてさまに豊受大神に寄進されていた社領を割奪して武部大夫重清に所領を安堵したものだ。しかるに地頭取を八条光術に任命して居る事は在庁の表われか。得分取務化の現われか。

十月十八日 武州の新田開墾の命の実施を行なう。

新田の開墾の過程とその面積の検地が行なわれた。これが武州に放ける実施の始めか。

十月廿六日 公文所 武蔵国太田庄内の荒野開墾の沙汰有り奉行人には尾藤左近入道

(宋)

一二四三

寛元 元年

(宋)

同 年

(宋)

寛治 元年

一二四七

(宋)

(宋)

一二四九

寛長 元年

(宋)

一二五二

建長 五年

(宋)

同様に下る。
寛元元年主たる收獲は三浦氏の武州に力を入れて居る事が再三の文書で明る。

三月十六日 春日部大相者東平 徳富由比浜の風伯祭の祭料を裁す
専ら三浦より寛治等の御祭料が裁せられた事が判明する。

三浦氏の寄附書 三浦氏方面最古のもの。岩槻市延久保、スクモ、善念寺跡に所存す
野馬渡 奥久尾氏の御祭料であったらうと推定される。

六月三日 三浦氏と菅原氏との権闘ありて合戦あり、春日部甲斐守東景、三浦泰村方
に勝敗を以てきり、戦勝の願所 法花堂にて子息三名と共に祈るす。

三浦氏と菅原氏との、菅原氏に味方してめえなく滅亡した春日部氏が元弘の旗上げに、
法祭氏に対して結託し戦を以て新田氏に与した心腹が判るようである。

六月十日、菅原の嫡一人 宗嗣に参上 即命さる。

七月十六日 三浦氏と菅原氏との権闘ありて合戦あり、春日部甲斐守東景、三浦泰村方
に勝敗を以てきり、戦勝の願所 法花堂にて子息三名と共に祈るす。
当時は春日部氏の後継の所縁であったか、三浦の乱の後、(政公)された点を建との点
から判して考えらるる。

この年の節節ある前二考案 越々石市の御殿跡に現存す。

◎ 三浦氏として、三浦氏に三六に定規をなしたの以後男与党の枝屋の大相頼氏か、又は
菅原政勝に属するものか、尤に強大なる財力家(地頭)が居住されていたこと
ありう。

八月廿九日 下総国下河辺庄 桑堤修面の沙汰有りて 清久味次郎保行再その奉送
入となす。

◎ 大河戸氏の枝屋の清久及び地頭市に現るい念更として送はれた奉行人たりしか。

二五六	建長 八年
二六三	弘長 三年
二七六	建治 二年

六月二日 鎌倉大將の派遣に対する管領の士に波江太郎兵衛尉(岩槻) 神吉寺又次郎(足立区)等(鳥井兵衛尉(鳩谷) 矢吉寺右衛門次郎(草加辺)等が 見える。

八月廿五日 春日系左衛門三河表実・美濃国指原地頭放免された。地頭非法を初く、に依つて大波難に討つり。その古文に悉じない為 左近大夫將監義求の手にて「この素実 建治の乱の際 助命された幼息が成長したるものか」 移戸町高野の永徳寺百建に(靈徒には春日部氏・矢吉寺氏等見ゆ)寄進している。

上記 林名寺文書 501 文書

五二二三 信濃国太田庄大倉石村

二河所讓状 (傳藏文書所讓)

所領等事

信濃国太田庄大倉石村兩郷
 下総国^①下河辺庄前林河妻兩郷并並野村^② 一村石件
 所及所讓與藤原氏也・但於下河辺郷村等者一期之
 後可村郷領之状 如件

文永十二年(一二七五)四月廿七日

越後守不(花押)

西曆 一二七五年

注

金沢林名寺は種々の文獻を見るに 推定するに

文永六年(一二七〇)の

建立か (岩井案)

※ 石に添附したる文書が金沢氏(北条)と下河辺庄との關係を知る最も古い史料であり、下河辺庄は八条院領であつたが、文治二年(一一八六)下総は頼朝の知行所となつたので、被下河内庄園の年表未納について各

領主の家主からの注文を徴し、早瀬清の権限を精つたが、その際、注進然に八条院領と注している。

△ 吾妻鑑

文治二年三月十二日の条

また文治四年地頭沙汰についても朝廷の意向を伺った際に、朝廷の返事に公家所領の年貢米清地が揚げられて居り、その中に下河辺庄は八条院領としてある。この頃の庄司は下河辺庄司行平であることは史家の知る所であります。が金沢氏が下河辺庄に對して居している所は庄内一丁の地頭であらうか。一丁地頭は一丁一庄において他を交えずおかれたものであつたが勿論その所領区内の村々には地頭代が居たわけであり、上掲の文書は実時（越後守）がこの下河辺庄内の前林、河妻西郷と平野村、その他庄領を藤原氏に譲渡した譲り状であります。

この状文に依ると藤原氏一代の後は再び金沢氏の衆領に付すとあるから下河辺西郷村の地頭は実時直系の当主の總領である事が判明する。

尚院領家が北条氏であり一門一族に介したものであらうか。実時は当文書の半年後（改元された）即ち建治元年十月死亡しているからこの状文は全邊領の処分状の一部ではなからうかと 思われる。

△ 藤原氏は実時の妻

注 安達氏 聚盛、聚盛の女であり安達氏は北安立郡の出身藤原盛長の孫と

ある。離縁時にてその隣みの情にて死亡前に離与したものであらう。

△ 前林領 茨城原後藤部總村

△ 河妻領 茨城原後藤部總村・五段村

△ 平野村 藤原源幸手町平野

下河辺庄の諸領村だけは藤原氏一期の後と記される通りに信濃大倉石村西郷とは異つた庄領の由緒の所領であつた事が判る。思ふに下河辺の庄は金沢氏の始祖、実時より始まるものであつたか。（舟越家）

而して下河辺庄は庄司行平、不断の所領であつたから下河辺氏を返した実時の時代に所領に成つたと推定されるべきではないか。（別件案）

◎ 五十八年後の元弘三年五月 新田義貞の軍兵に於して金沢貞時、その防戦の爲、本領地である下河辺に懸懸出陣したるむ小山、結城の軍兵に敗戦している（太平記）に見える点も祖先伝来の所領であつた事が判明される。 補 妻

二二〇。	弘安三年	豊野赤沼南宗寺築新如末立像
		弘安三年以下不明

○ 五二三三 下総国下河辺庄下方内

稱名寺領 実検帳(元)

注進

下河辺御庄下方内称名寺領村々□

永仁元年 実検目録事

(一三九三)

合

更作田 廿五町四反八四寸歩 加新田定

除

定 田 廿五町二反半四寸歩

御畑 三丁五反九十歩

稱名寺文書 一一号

当文書は下河辺庄下方郷の村々が、称名寺領と成っているが本来は、金沢氏の所領であつて、氏から寺に寄進されたものであろうから、寄進されたのは当文書の作製された永仁元年以前であらう。

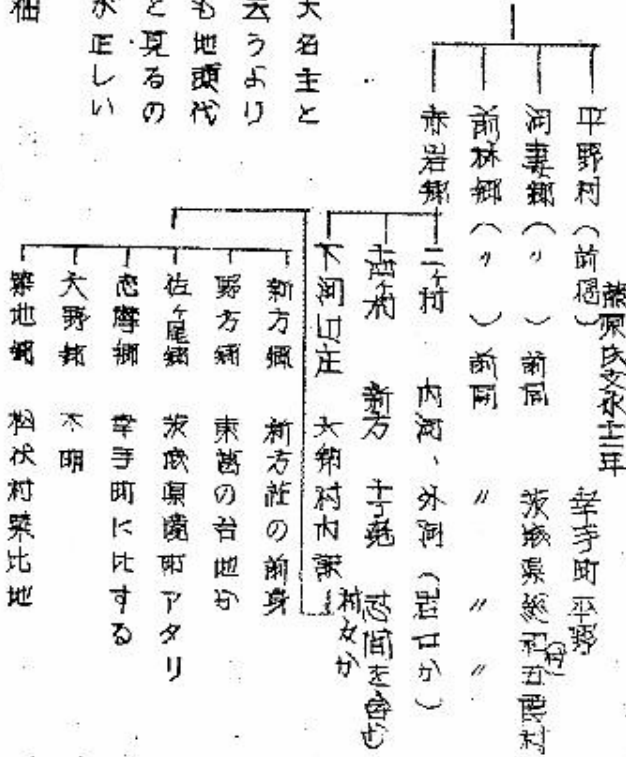
これが寺領地として最も古い記録でもあり、且つ実検帳は、既に寺領とされているからでもあります。金沢氏の所領であつたと考えられる根拠は当文書に見える三人の名主の中、最大の名主たる馬子氏は金沢氏の家人であると推定されるからである。同時に某地御地頭取でもあつた。

(被逮文書)

尚、この寺領は赤岩郷三ヶ村ではないかと推定される。十四ヶ村は赤岩郷に在りながら金沢氏滅亡の直前元弘二年(正慶元年)二月に寄進されてゐる点からも推定される。貞蹟の頃となると下河辺庄諸郷村のろち右の三郷の地にも金沢氏の所有に帰してゐるのが見られるので判明されます。

○ この場合 筆者は他の地蔵を省略し、下河辺庄のことのみを記することとする。

下総国 下河辺の註



○ 注 大名主と云うよりも地頭代と見るのが正しい

○ 祖

これは称名寺領に加えられる以前から存在したものであり当寺は寺家道管地として、何と云う

○ 庄山入道跡

現作 二丁二反六五十歩

額田 二反 百歩

分米 一石九斗一升五合

所当田 二丁半十歩

分米 八石二斗一升一合

○ 併米十石一斗二升六合

右注進如件

永仁二年正月

日

左近将尉平徳重(花押)

沙 殊 西園(花押)

新方棟の所見は

嘉元 三年 (一三〇五)

川辺頼分

乾元 元年 (一三〇一)

野方郷の税見

乾元 元年 (一三〇一)

河妻郷の初見

文永十二年 (一二七五)

前林郷の初見

〃 (一二七五)

平野 村

〃 (一二七五)

他に金井本郷

徳治元年 (一二三〇)

春日部郷

宝治元年 (一二四〇)

大河土

治承四年 (一一八二)

狐塚

元享四年 (一二二四)

築地郷

文保元年 (一一三二)

▲ 金沢二号文書の御釈

下河辺下方の内 林名寺々領下地積成

⑧ 文書 第二号参照を乞う。

除田 小沙汰免 一反三百歩

額田

定田 細田 三丁五反九十歩

所当田 世一丁七反九十歩

除田は小沙汰免として見た。これは寺領の御沙汰入

の給田であつて、十四ヶ村の三大名主の内の島子次

和尉に給せられている。

細田は所当田の一割であり、中世荘園の一種的比率と

見ることが出来る。三人の名主に保有田数に比例し

て不均等に配分されている。

所当田は 細田と同様 三人の名主に不均等に配分

されている事が判る。

等が見られるが、同一時代に多く讀われ、文書の故もあ

らうが、入殿する人物は貞顕に最も多く、比叡町の女性で

ある。

金沢殿は一門中最大の権力ある女性であること、

佐ヶ尾殿は不冊

その恩給は上詔文書三人の名主は譲所以前に行われ

たものらしく何れも跡地となつてゐる。

この頃の知行人は初給入の子孫ではないか。察するに逆つて金沢氏の始祖東泰の時代に始つたものと推定される。

稲名寺の建立者である実時は、金沢氏二代の人で、建治元年十月廿三日（一二七五）即ち文永十二年に歿してゐるから文永年中（一二二五）一（二三四）に

稲名寺は建立されたものであり、推定するに鐘を鑄造したのが文永六年（一二二九）が正しいのではなから、当文書は、すでに稲名寺々領に赤岩三ヶ村から成つてゐる頃から、稲名寺建立の際に父の実泰坦伝の世として、寄進されたことが明確化されて来る。

金沢 稲名寺文書三号 中務大輔御分下河辺荘内配分事

河辺分米 三十石四斗三升八合九勺六才

河辺分内訳

金沢殿 米 一石八斗一升八合八勺

銭 二貫八百文

中務大輔米 廿四石二合九勺八才

銭 三十六貫九百七拾二文

入殿米 三石七斗一升四石

銭 五貫七百二十一文

山本殿 米 九斗二合六勺

野方分 米 八石六斗九升七合五勺九才

銭 拾貳貫、九百廿一文

野方分内訳



米 三斗六升五合八勺

銭 五百文



米 七石九斗一合六勺

銭 九貫七百廿一文



米 五斗八升八合三勺

銭 八百六文



米 大斗五升一合八勺

銭 一貫三百八十九文

金沢貞顕が中務大輔に補せられたが正安四年（一二三三）であり、越後守に補任されたのが、嘉元元年（一二三三）であり、この間は正味九ヶ月あるので、注（正安四年）

金沢 稲名寺文書 四号（西曆一二三〇四年）

五二四と 六波羅探題下知状 (一三)

伊勢画山口口口 在齋堂口

細所地頭代 兵部法橋神袋口

半柳留寺口口口 落往古堤致

石当寺領平松 卷反半 壁口 卷反口

田地世族大垣内口

以果彼地頭代 口

守護代鶴沼 口

糺明子細今年五月廿二日、同六月口

上柳 使者春日部孫二郎入道口

買家等 同九月廿八日重遠日限口

十二月正公原野親文書仕和仲口

旨相願直正地頭代之要 不及請口

代背三箇度召文不参之条難通口

然則於田地看停止相領司令糺返押口

可修固也次相領答事可被令 台所領口

右 文書 文波羅探題下知状

春日部孫二郎入道正公なる人物と姓不詳の買家が

その使者として見える。

又又の文書のため、多くの齋所困難なるも地頭代

不法にてその違反が三度に涉つてゐる点を指摘し

その所領を収められ、追放したるようであつて、

金沢孫右寺田侯とは直接でないが、北条一門である
金沢氏は 兼符の重祿でもあつた。

春日部孫二郎入道は尚所居を要するも、後述の重祿
の限、春日部治部少輔重行、所醫の父と目される点に
ついては別添付した。

補訂文書

正安二年五月起銘書石塔婆

注三男

(一三〇〇) 西和四十二年四月十六日探訪中察見(等

者) 同五由跋四十二年三月号に所載済

嘉元二年十二月十六日

(一三〇四)

越 (金沢貞興)

遠 (北条時範)

江 口

注 一男三男は「輝依禰」とあり 二男は「南無禰」と

あり同系譜である。中略よりの渡来の橋であり

鎌倉建長寺の長老僧の書とされ、建立されたものと

とされている。北条一門の被護を受けた輝一山が

その一門金沢氏とも近づき、その実業、実務の所

領たる下河内庄に来て建禰したものであろうか。

下河内庄の殿北側とされる結城市の近くでも近年

同一帯の書石塔婆が発見されている。

河辺新方分

佰拾(廿員未地)六員五佰副拾文文

所在地 松伏村上赤岩源光寺近く田中

○ 正安二年月日不詳 青石造家 注一考

原指定文化財物件

所在地 松伏村大河戸光嚴寺境内

○ 正安三年 青石造家 注二考

原指定文化財物件

所在地 吉川町木苑 清淨寺境内

注 別掲と既にある、下河辺庄と太田庄の接点の春日

部市下雄田の蔡師堂にもその断片が昭和二十九年七月筆者が刈らぬまま発見してあつた。

当時 この赤岩郷は下河辺庄内とは一帯隔けて置た所であり、豊かむ村落であつた様子が伺えます。

未 下河辺の新方分として、始めて良土に新方分が見られて来ると同時にその売高から推察すると新

方分の地域の大なる点に理解できる。(赤岩十四ヶ村の一ツ?)

百員八百文 此内八百文上根料

上根料五文
肆拾参員参拾文 略方分

「(未) 四十五員 此内二百文上根料」

「(未) 員百七十文」

拾貳員貳百文 大石永分

「(未) 拾貳員三百五十員」

拾員七百六十八文 印西分

「(未) 拾貳員二百十員」

「二百廿五文 上根料了」

拾九員八百七十七文 植生庄分

「(未) 七員六百文」

五員八百文 六浦庄分

「五員四百廿文」

六員二百三十二文 金沢分

「一員二百文」

一貫七百文 富商分

「貳貫卅七文」

一貫三百十文 蒲里谷分

「^(朱)四貫四百九十三文」

十一貫八百七十五文 比那分

三貫八千文 信乃大倉石村

已上 貳佰三十二貫四百十八文

嘉元三年四月廿八日 覚 惠

嘉元三年 倉極兼雄書狀 西曆一三〇五年

赤岩種平令成進御致書候

可令村提奉行入給候也

右文書は勸農策の一つとして灌漑施設の開発並にその管理者に金沢氏より令書にて命じて呉れる様にとの文か。(肥後稗札)

この当時の赤岩郷の地頭取は「倉極兼雄」と見えるべきであり、後に築地郷地頭取問題に再び見える人物である。近隣の築地郷地頭取を神領したか？

補文

徳治二年 (1131)

△△△△△△△△ 熊野文書 (1)

下総国下河辺大河土熊野程規

田 六十歩

〇〇菜師堂分

右坪村如件

徳治二年三月十五日

祐惠(花押)

△ 南玉佩史所載 (税明録)

補訂 (1)

青石塔婆 断片 第百号

同年一三〇七 堀依佛 青石塔婆 断片

春日部市下畑田 東光院境内 所在

朱 肆者 昭和廿九年七月発見

所前記 寧一山建立と同一碑なり

補 徳治元年(一三〇九) 三月十七日記銘

金井本郷 庄和村

神田堤依明神

庄和町西金野井香取神社所有

二写文書と当文書にて金沢氏の所領が改めて

明確化された。

五二七五 内河二郎太郎やすとう請文

内河二齋太郎のうけがみ(精文) 十一月十二日

申しくる御寺の受入の御ようとうの事(受)

合本 二齋六百文者

右 〇件の御ようとうは三十日五一月として百文(別)へちに

五文 〇〇つしのリふんおくはへ候てらい八月のうちに(別)

解社 けたいなくはままへまいらせ候へく候 御貞〇〇〇〇(別)

あてな世郎太郎年三十六の をとこおいれ〇〇〇〇は(小名)

もしらい月ますま候てみん〇〇〇〇もかかりまいらせ(来)

候はく みのしちおな(流)かしまいらせ候〇〇〇〇(候)

かのしちしままてうもうして候まま 十齋文の御(自慢)

ようとうをばままへまいらせ候へく候 もし後日ち(来)

けたい候ていかなる(候)くゑもんせいの〇〇〇〇へまが(候)

り〇〇で候とも しようむんをかひ〇〇〇〇してしやう(証文)

てんとかうしてからめとられまいらせ候者也〇〇〇〇(候)

のちのしようむんのためしやうくんたのことし(証文)

は 駿

とりぬし下かわべのみしやうしめかた御りやう(河)あかい(御庄)

わうらかわのまへ〇〇いのちう入二郎太郎やすとう(内河)

慶長元年十一月十二日

花押

五二七七 輔〇利鐵借券(本) (二八)

〇 祿名寺修〇

〇 齋文者

右件用途者 〇〇〇〇〇〇三十日別に加百文(五文) 本利共無懈怠

可并償候 〇無沙汰候者下河迎庄〇〇〇〇屋〇〇(屋)

内付田取丁今明兩年〇〇可被召上 寺家〇〇(シ)状如件

輔 〇 花押

〇 和二年五月廿三日

(二二二)

文書 六号 西曆一三二一年

一、当文書にて当所、既にこの期が祿名寺領になつて居る事が明白で内河は前述の寺領三村の中であらう。

内河二郎太郎は行家受入れの用途二貫大百文の年五割で十ヶ月借り、償として三十六才の四郎太郎多分所を入れ、若し質男が逃亡すれば十貫文を入れると云い（十貫文入れるものが、二貫文を借り（肉親を質に入れようか）

この二郎太郎の場合は、行家受入の用途というから、行家へ納むべき、恐らくは年貢銭の未進であり、これを備銭に切り替えただけであつて、現実には二郎太郎が手にしたのではない。

延慶四年四月二十八日、改元されて

應長元年となる。

宋

前記文書と同様に、借金の入質畑を在家、即ち田畑として致揚々の抵当として、その名主某「作入程守藤四郎」分を二年二作を入質している。

蕉野文書 (三)号 西暦一三一九年

寛行 下河辺下方大河戸蕉野相現

并 兼師堂 寄進田畑平付事

田 二反 花満作 大 魚沼（現庄和町に比す）

合 畑 二反 篠崎内後 六十森下やしき

（現吉川町に比す）

石依為親父土匠法橋 了舜子息

龍登明彌所被補務別当也

殊致精誠可有御祈禱志〇

寄進状如件

正和五年拾一月十日

弘四（花押）

五三二九 下総国下河辺庄築地郷地願取許陳狀並七志

銘云 曾阿

上野国村上庄人形常阿代辦〇〇 蓮〇〇

御平任御書下并沽券旨蒙御成取 倉稻掃部

即四郎 修理權大夫殿 相領 下総国下河辺庄

築地郷地願取御事

副進 二通 願書下并沽券并

并現者文保元年十二月七日倉稻掃部

兼雄自去年歳至今、年亥年今治却六十年於二百貫文

之刻如同日御書下者、下河辺庄築地郷地願取御事并

自明且六ヶ年沽却事所被御食也云々雖然自即年被

押領之間於彼内運々難敷申依不道行 所令言上世

而兼雄雖令死去子息即四郎相繼亡父跡之上者早被

召出之任証文御為蒙御成取御言上如件 在判

匠作禪門代同信并事

安永三年春、長門郡目村と唐人尼崎間許下、築田下河辺庄
築田城、築田得田等

石如訴状者、当郷者文保元年十二月と曰、倉柄掃部
助兼雅令治却六ヶ年於二百番文、自即在神領軍任御
普下放養状欲救御成敗云々取盡

此條無跡形不実也、對于未聞不見、尙何爭可有、荒眞之儀
哉、宣足賢察隨而、備進状者、家入鳥子中務丞利
時、後家尼妙阿令米綱、当郷年貢之時、所書与之状也、共証
期向答明、而彼妙阿同二年三月廿五日、發當所令密
繼子鳥子中務次郎忠頭利時之問、令取公給分、救救流刑
之処、跡跡逐魁畢、然後寫清式部四郎左近門尉取岸、
後家元年奉被妙阿、所傳状等、望申向住所、是符之甘就
承及妙阿……以下又文

文書 八号

築地郷は現在松伏村、築比地とどの間、一帯である。
訴入たる上野、回村上住人、尼崎間の訴状ではこの郷
の知行者は倉柄掃部助四郎となつて居り、彼は修理
大夫(貞康)の内御、祇候人であるが、彼の父倉柄兼雅
文保元年(一一三二)から今年(元享三年)までの六ヶ年
築地郷地頭取を下河辺庄、築地郷作事料二百番文の借
金の返当として、訴人に治却したのだから、神領
した。その後兼雅は死亡して子息の助四郎が父の

跡を継いだからこの四郎を召出して成段して欲しいと
云うのである。

それに対して、身藏(匠作掃部)の陳状案には前々
の神政は跡形なき不実であり、荒眞の儀はない。この郷
地頭取は家入の鳥子中務丞利時の給分であつたか、
利時の後家、尼妙阿が文保二年三月廿五日、繼子の中務
次郎康忠を殺害したので、收公したものであり、妙阿に
ついては被女を流刑に処罰しようとしたが、跡をくら
まし逐逐し、清式部左近門尉取岸の後家となつたと考
して、田注所に訴え出た(以下又文)のため不明

この文書で注言される点は、中世の武士が所領
の増大や維持する状態がよくわかる。その例

1. 家臣に所領を分給した状態

2. 所領の売買状態

3. 贓書を作り世入の所領を神領したり

4. 詐偽行爲をなして屢々訴訟を謀る様子等

尚文書(株名寺領、実録自録)に見える鳥子次郎三郎跡
として、大まな地主が、あり下方領の大半を有する者が知
られ三十年後の時点、鳥子三郎の息子が鳥子中務丞利
時と断定されると、陳状案が正しい申介であり、認のら
れるが、この鳥子氏は、築地一帯の一大地主であ
つた事が解明されるのみである。

倉柄氏は赤岩廻の世襲代であり、近隣の郡村を
神領又は領めたのか……要研究

五三三〇 武蔵國孤塚得分注文 六五

代銭 一匁五百十二文 反別三百二分足

得納綱 三斗口口 反別六升足
口升足

一よりつゞく文書 九

三十文 差廻一方代
家別定

口文 銅用途
反別七文五分足

代銭 三百八十五文 反別七十五文足
注 舟越殿稷寮

節料豆米納米三升

代銭 六十一文 反別十二文半足
注 舟越殿稷

綿 參拾枚 餘拾四枚 御上分

定綿 拾六枚

代銭 一匁六百文 枚別百文足

葉 貳匁二分

代銭 五百文

口 在家色々銀 四五反
烟三反

八百五拾文

百九拾壹文

百九拾壹文

六百九十二文

口 五十文

五百五文

二百文

口 十六文

二十五文

口 六百文

三百文

口 七文

廿五文

口 二文

百廿六文

反別百三十文
四月中兼

高反別六十三文二分足
兼四 伏銀四月中兼

高反別六十三文二分足
表地 口口月中兼

益益代子 上月中兼
反別百三十八文四分足

上酒代除御上分足
反別 三百十文足

年中行事小袖代
反別 百文九分足

御殿 油代
反別 四十文足

嵐代
半在家別定

堪草丸
反別五文足

公事料
半在家別定

酒肴料
半在家別定

御刀着米一斗九升代
反別廿五文三分足
反別 三升八合足

餅代白米一升 (十二合升足)
反別 五文足

御行事米代
反別 二文分足

長夫用途
反別廿五文二分足

二文 三代 出六文定

己上 給二貫五百五十一文 取正作定

二郎後家 平五郎跡

一反 一ノノ米ノ畑田

介米 四斗 分銭 八百文

臨時役 反別取不明 百文定

六十文 橋敷用途

許季用途 反別口口文 定稅か

二百十六文 抗飯用途

反別口十三文定 新草用途

五十三文 御仏事用途

反別口文一分定 豐甲用途

八十八文 反別口口口口代

反別口口口口代 (定) 元三用途

六十五文 反別口口口口代

反別口十三文定

口口 三代 孫太郎跡

八十文 用障子代 反別十二文定

口文 三代 孫太郎跡

廿文 三代 孫太郎跡

口十七文 御刀者衣物用途 反別廿三文三分定

口三文 分銭 二貫百文

百文 秋酒

四百文 公事料

百文 臨時役 以上 三貫五百文

口三郎 孫太郎跡

井料田ノソバ 分米 四斗 分銭 八百文 (百文ハ御免之)

口五反 此ノ内一反田 五百文ハ御免

分銭 二百文 秋酒 公事料 臨時役

以上 四百文 但此内六百文御免

四百文 但此内六百文御免

額合 五拾三貫十七文 但此内二貫五百文御免

定 銭 五十貫五百十六文

四十五貫 計にあるべく候

石
注文如件

元享四年二月八日 (一三三四年)

◎ 現原稿 田狐塚であります。

△ 前及文書についてであります。

名主別に書き上げた年貢であろう。確定に分るのは
○ 二郎後家分と○ 郎三郎分とであり、前者の保有地
は一、坪の堀田一反と所有不明(又堀のため)の田
三反であります。後者は狐 塚并料田ノソバの分、
四斗、分銭八百文の年貢がついている。田と同じく
狐塚の畑五反である。どうもこの文書は狐塚のみで
なく他村の年貢注文もふくまれているようである。
狐塚は下川辺の庄内の村であるから、これは下河辺
庄の一分御村の年貢注文とみられる。少なくとも○
二郎後家の分は狐塚以外の地であろうと同様にその
前惣分は狐塚以外の地ではないかと思われる。

横濱市立大の舟越教授は金沢株名寺々領の研究でこれ
を 赤岩組の得分注文の一篇ではないかと書いている

が、私は狐塚近辺の下川辺庄の村々、例えは川妻と前
林あたりの得分注文としたいのだが?、(岩井家)
何故なら 別紙に松永君が見られるが

「松永は 栗橋町松永である」

全坪の年貢高五十三貫十文のうち、名主不明の名主
の分十二貫五百五十一文 ○ 二郎後家分三貫五百文、
○ 郎三郎分四貫と百文の計二十貫と百五十一文の内訳
だが判明できるからその他の分 三十二貫二百六十六
文分は尚教入の年貢責任者が居る筈であるが、前文不
明のためその他の保有地、年貢の部分が書かれておっ
たと思いが残念です。

尚この文書の所載性は

三十二貫に渉る租公争の年貢が課せられているが、中
古の賣争研究資料になる「貴重な文書」である。

注 この文書にて在家の名主が田畑を所
する主なる点が判明される。

別 金沢株名寺々領 要二冊

山石口村内河検見受帳

年代不詳 一三三〇年が

合 二町半廿廿歩

一里

一坪半三十歩	廿歩ひらき 小六十歩不	せう明
二坪半廿歩	不	同入
五坪	ひらき	同入
六坪半廿歩	小十歩ひらき 百歩不	同入
七坪一反	神田	同入
八坪小	不	同入
十一坪四十歩	ひらき	同入
十二坪廿歩	ひらき	同入
十三坪半	ひらき	同入
十四坪半	不	同入
四坪小	五十歩ひらき 七十坪不	友内 五郎
三坪小	不	同入
九坪半	不	同入
十坪小	不	同入
十五坪半	百歩ひらき 不	同入

中又女

一里	一坪大四十歩	本田	丞太郎
	二坪大四十歩	本田	右衛門
	以下十三坪(以下又女)	まで平均に大四十歩を作入は	道阿弥地神は
	七坪と十一坪を保留するの	で、他は	柄れも作人の名が懸っている。
	十一坪、十二坪が二年開きとなつて	いる。皆本村であ	り、この里が開墾の中心となつて
	進めてくれたのだら	う。	
二里	一坪半	九月田	平蔵三郎
	二坪大廿歩	同入	
	三坪一反	半新開 半ひえ	丞太郎
	四坪半十歩	新開	同入
	五坪三百歩之内	小三十歩 小廿歩	右馬五郎
	六坪三百歩	新開	赤崎次郎 (藤?)

同文書の範囲

— ※ — ※ —

前記文書に判明される様に内河にては保里朝にて名
主が保有的の位置が明示されている。本田とひらき(新
甲田)の区別が明確な検見帳である。

作田と不作田、得田と換田、即ち作田は耕作可能な田であり、不作田は耕作不可能な田の事であるの目記明する旨もないが川成、嵩成、荒れなども云われていきます。

得田とは作田の内、收穫の完全に行われた田を云うのであり、天災、人災等にて當り年だけ、收穫が少であつたりするものを換田と称せられ、年貢は本込において免除されている。

△ 当支書が、赤岩郷内の利であると断定したのは、赤岩の地に岩岸、岩尾、岩本、岩高、岩松、岩平等の小名が存しており、岩にもあつたと断定が成立するからであります。

推定すると、新方検見帳の頃 (味) (嘉應元年頃か)

十六坪半 いらき 友内五郎

十七坪三百歩 不作 同入

以下 廿四坪まで、廿五、廿六坪は又文でせう明と友内五郎の換田皆不作となつてゐる。

◎ 当時(昭和廿六年)頃の横濱市立大の研究が其頃まで里つていないので、而して多少の仮定はなされてきたが、それは「上総国久保郷との見方をとつていた。中界「中又、後又」文書のため全面積を知ることには出来ないが、鎌倉時代の末期にても新開

の時点にては、條理、坪、坪割の剛度が行われてゐることの判り、「極めて貴重な資料」ではあるまいか。

金沢林名寺文書 十号 注 果丈所收

五三三二二号 鎌倉將軍家御教書(天と)

遠江國天龍湖 下総國高野川

兩所橋事、所被仰世也 早任先例 可致沙汰之状

依仰親達加件

元亨四年八月廿五日

相模守 (北条高時) 花押

修理相大夫 (金沢貞綱) 花押

林名寺長老 (親阿)

注

本文中 稿鉄のことか。

高野川は古利根川のことである

元亨四年は(一三二四年)である。

五三五五 下総國新方検見帳 七八

林名寺文書 第十一号

新方検見帳(嘉應元年) 西曆(一三二六年)

(考考) (考見) 十丁めん分
おまの分

合

四反廿分 まこ二郎 孫二郎

四反六十分 しよう三郎 庄三郎

五反 へい二郎 平二郎

四反六十分 いやとうし 孫藤次

五反 くゑさう三郎

己上 四丁 分米 八石

合計 二丁二反小廿分 一丁六反半廿分

分米 四石四斗二升五合 三石五斗一升六合

おまの分

(恩向・恩向)

七反 大夫五郎

六反 大 ちう太郎 (天) 下尾じ 恩太郎

九反九十分 又大郎

三反 小 五郎四郎

三反半 まこ二郎 〇孫

八反三十分 大夫六郎

〇反 小 せんけり 袖敷?

〇反七十分 にいあん 入園

四反三百分 二郎太郎

〇〇九十分 いや太郎 孫太郎

二反三百廿分 ゆいくわん 寛

〇反七十五分 いや三郎 孫三郎

〇反大廿分 大夫太郎

四反 太郎二郎

四反十分 まこ太郎

合 八丁四反小廿分 (とくてん福田)

以上 分米 十六石九斗六升二合

そのの分由 六丁三反 小十二石七斗〇 小四十五分 升五合

己上 十四丁七反三分 分米廿九石五斗七升七合

ちやいの米 合 二十一石四斗九升七合

四〇分 八丁一反十五升 十六石二斗 四升一合 差ん

かりやくくわん等十月三日

へいた郎 花押

ちやくわう 花押

註 当文書に見ることく

新方領は十丁宛と恩向の二小村に令れており十丁宛
では四丁の田地を 四石五反に細分し五人の小石主
が保有しており、恩向では八丁四反余の申を二く九反
の小保地に細分し、十五人の小石主が宛られて、新大夫

又は太郎なる者は、他の人物より多く禄有されてゐる事は研究を要する。

「新方」には、除田、畑が存存せず

所当田畑は、略々平均に配分されている。

年貢の半代は二斗であつて

總計は 三十石七斗一升の計算になるが

当年は 楊田が多く 八丁一反十五步

實際の 得用収入は 二十一石四斗七升と合である

正中三年四月十六日 改元して嘉應元年となる。

大川戸熊野文書三号

寄進状 解説困難(虫食い甚し) 依而所載畧す。

嘉應三年八月三日

東 某 印

この年以西暦一三二八年に当る

補訂 (4) 青石塔婆

元徳二年 (西暦一三三〇年)

所在 草加市青柳 (旧川柳村) 深井宅内

(弥陀一尊の種子)

金沢林名寺文書 第十二号

注 文教智房在家事

一三三一年 元徳三年

上村 一丁 内作七反

不作三反

二郎四郎分 五反

作三反半

不作一反半

下村 太郎二郎分

七反四十步

作 五反小四十步

此の注文の内 皆教智房うけ候

不作 三反三百出歩

注 教智房在家注文の解説

本来、在家とは家のことであり、同時に屋敷附屋の舊を含めて在家と表現し、更に田畑そのものを稱するに至った。発展過程が述べられる。

赤名寺文書にて畑を在家と言つた例が見られ教智房在家と名い乍ら田地其物を指しており而も彼が支配している五反前後の教筆を田云つてゐる。下川田庄が庄内の別荘より切りその耐屋田園を含む赤名にあり遂には田園が在家その物の称となつた。

元徳三年十月十三日 (西曆一三三一年)

なにも候はず候 ちの所に いものこし候

なかに一斗まさ はかり候 六郎二郎内 わせのふ

なかに一斗まさ はかり候 六郎二郎内 わせのふ

なかに一斗まさ はかり候 六郎二郎内 わせのふ

なかに一斗まさ はかり候 六郎二郎内 わせのふ

なかに一斗まさ はかり候 六郎二郎内 わせのふ

なかに一斗まさ はかり候 六郎二郎内 わせのふ

悪々

祈町 五 青石塔婆 史跡と伝説より

赤鹿種子一尊 市内久伊豆神社に存す。

五四〇五 金沢貞將史書遺状

下総国下河辺庄内赤岩郷、裾濃河石村知武假国大浦

在唐田類 字者祥 此所所者為不諭之地 永代奉寄附 當

寺候 此外又祖三代之同寄附之所及者 如本知行御管

不可可相違 天下秦王之御神事 為可寄附御管候

悪々 謹言

正慶元年二月十六日 武誠時貞將 花押

赤石寺長老 (元弘二年一、三三二)

注 前記文書の下河辺庄内の村々赤岩郷は文面の如く

不諭の地として寄進されたが 金沢氏一門の所領

であり、金沢氏總領たる人物の所領であった事が

推定される。北条氏滅亡の直前に至りて寄進した

る所の 氏の興亡をかけたの祈禱奉納であつた方

う。この寄進状に 石三所の領地の池に父祖三

代に渉る寄進は 元の如く寺家の管領たるべしと

書つてゐるから 赤岩郷全体の寄進は、この時が

始めてであるまいか。

後述文書 室町期にかけて三ヶ村(十四ヶ村

赤岩郷の年貢状が別々の代官にて徴収され、独立

した形態で寺家に送られていた点、寺領の由来が

異なるからであるまいか。それは文書に書

される通りその不諭の地とは実態より産代の所領

である事が判明されます。 ※ 然るに三ヶ村は 前述の通りすでに寄進

されてゐるから、この寄進状の赤岩郷は十

四ヶ村の左様であります。

別本 祿名寺文書 ①②③寄進状

上河津之田貳丁 戒光寺へ参らせ候 かののい
の候て一四に参らせ候 百姓をも召使うべく候
候には よの他に立替へらるる事も候はんずらも
云致取違うまじく候

御心得の爲に申候御寺額石村なんとり候て
はとにおわしますべく候 あなかしく

文保二年 正月十六日

道くの御房 まいらせ候

② 河津に 新田一丁 戒光寺へ寄進参らせ候
御時の不足分に まいらせ候

元 弘 三 年 正 月 十 日
(一三三三三)

戒光寺へ参らせ候

③ 戒光寺へ川其の屋敷 一町参らせ候
取は積資賀殿と記し申すべく候

あなかしく

道くろ御房参らせ候

注 後述 解説す。

建武元年二月文書 二通

熊野社文書 ⑧

寄進 (本文畧す)

建武元年二月十三日

南 政 所 ○○兼 花押

能 登 ○○

(尊房か)

注「果史所載あり」

(補) 文書 十五号 年代未詳

五四七一一 氏名未詳書状 (三六三三)

于今不道行候 夫本意候 合山重舉書事 已奉行方へ
は申成は書上候へとも是又以同然候 願懸身縁急之様
に可被思食候間 如此則引取入候 近目之程急々可申
成候也 (ハ石四升)

幽田藏為下河辺庄主 御使者令下向給

石文書

内容不明なれども 飯田景が下河辺庄の

庄司に使者として登った事が判るが年月

不詳

一三三六	延元元年	三月二十二日 春日部治部少輔重行、下総國春日部郷、山辺郷、西郷の地頭職を 安堵せらる。 (現春日部市と千葉県山武郡山武町あたり) 八月三十日 春日部治部少輔時賢 遺領を己下若法師に安堵す。
------	------	---

金沢林名寺文書 十六ノ十七号 貞和四年

(一三三八年)

下河辺任下方内河年貢米底進状

八石三斗三升

令御拜斗看 右送進上所如件

貞和四年九月三日

印

金沢林名寺 十七号文書

同任下方赤岩外河当年年貢等

合納分 九石五斗一升 三斗例也 (加徴されたる)

米 玖石捌斗貳升 (とされたる)

上村 糠三 下村 四 兼四把

薦 七十六枚 上村 三十五枚 下村

右送進如

貞和四年九月十四日

東宣 花押

上段 十七号文書にて

政所代官は東宣であり、雑工等として
米納の他に 物納として糠、薦、藁等
が見られ 土地の府産品が年貢の対象
になつてゐる。

延文の市場祭文出来る

武州文書所蔵の大口村、武取所蔵の文書

下川迎往

春日部郷市 現 春日部市粕壁

花 白川村 北葛飾郡三郷町花和田

吉川市 吉川町

十もり郷市 未調

多 名 市 北葛飾郡三郷町多名

末 田 市 岩槻市 末田

延文六年九月九日(一三六一)

(實際は康安元年)である

「正平十六年 延文六年三月廿九日改元する」

右 文書は 延文市場祭文にて判明されることは
崎部、特に越谷近辺に右記市場がおかれてた
事が判る。

△金沢赤名寺文書 十八号

貞治二年(正平十八年) 文書至十号(一三六二)

△株名寺々領年貢米納帳 (十四ヶ村)

一、赤岩 肆拾五石二斗分納

一、新方 十丁宛 陸石三斗伍升

貞治二年と月と日

上記 十一 青石塔婆

志安四年五月廿と日 記免

八潮田八条蔵社境内に存す。

△金沢株名寺々領年貢米納帳

内訳 不明

貞治二年と月と日(一三六一)

熊野社田畑寄進帳

熊野文書(六号)(承徳元年)

下河辺在大河戸熊野権現

田畑等坪付事

合 田 陸反五畝

田大 陸反六畝

新田島畑田 陸反六十畝

1 田 陸反 ウラ口ノ田

畑 貳反 森下ワラヤシキ(現吉川町保村)

二〇配分は十一又可出也

承徳元年十月二十三日記之

当社才四別当 朝尊(花押)

注 寺繁するに種々の寄進が現されているがこの
時代は戦乱で隠然たる時で民情安定と平徳祈禱
としての寄進とみて良いだろうか。――?

下郷国前岩部年銭納帳

赤岩 十四村納帳 永徳二年 定仙

注進 赤岩細御五貢銭納帳 永徳二年生代

合参拾貳貫新御拾文

参拾貳文運上 八月八日往請取

陸拾貳文運上 九月二日往請取

五拾貳文 替紙返納 此内参拾貳文 竹内
貳拾文淨秀 九月十八日往請取

伍拾貳文 粟米五十駄此内三丁
相賃米上駄續共 十一月廿一日
在請取り

肆拾貳貫伍拾文運上 十二月十三日往受取

已上并辨貳佰参拾貳貫伍拾文

(此内一貫文未届杖在本村次貳四郎

国下行注文

拾陸貫参百文 新方十町目請取之期 勘料
此内三百文 茶走弁代

陸拾貳文 根代

右所定如件

上郷文 村々御百姓等御免 (令口紙也)

細御肆佰文 細々国下行 委細日記在別紙
此内

上郷文書

除田 除米の額が見られ国下行として根代として村御百姓等として書き上げている。

国行とは

使者の注進、代官其の他役人の衣食料費、政前費用年貢の運送、河屋料、船賃、入夫賃等が含まれている。特に文中に「根代」が扱われ勘察策が、よく表われている。

他の庄郷には 定使免文は定使給が見られるが、市内旧増林地区、定使男はそれにはするものと断定出来る地名であらう。

尚本村の次郎四郎が未進上して居るが、そのままに請取りしてゐる点は、この下河辺朝行は、古河城に取つて乱を起している時態であり、民心の離隔を防ぐための機民政策の表われであらう。

御百姓などと敬語を使つている点も注目すべきであらう。

社 毛呂郷は茨城県古河社

五 (宋) 定仙は十年後には、同国毛呂郷の政所となつてゐる。

補 (4) 青石塔婆 永徳二廿五日 記名

越々谷市大相橋大聖寺境内内に存す。

○ 元中二年二月廿五日 紀録の青石始妻は旧川禰村
(草加市) 紫節堂に在る。

○ 元中三耳五月十日 下河辺在耳齋米達とあり
前耳小山若夫丸の乱にて糞溺が出来なかつたの
か。

南北禰の争訟が止んだ後、地方においては、その乱
黨は続いており、南中務丞が大勢の下入を率いて赤岩
嶺へ乱入し、放火刃傷し、百姓を捕えて禁獄し、寺領
法師にも殺傷を加える事件が行われた。

南中務丞なる人物は如何なる者か不明なれど吉川町
間に在りし名主豪族の一人であり、己の所有地の松
張の爲の押領であつたろう。

寺家では自力で解決が不可能なので、幕府へ訴えて
その所断を依頼している。

〔補〕 銅製神 応永廿七年と月十五日 記録の
「阿弥陀如来像」(錫銅製)

所在地 春日部市赤岩の「常葉寺」に
在る。

〔補〕 背面可く、

法園 明全唯仏 祐賢 融海と入
古阿弥 祐全 形子道阿弥 覚明

応永三年文書

金沢林名寺 第二十一号

五六二六 林名寺釋尊光信申状案 (二六八)

金沢林名寺釋尊光信言上

敬早被停止南中務丞無理之所行 亂明寺領赤岩嶺
濫妨放火之咎之條事

副世 濫妨放火証文一通

右今月十二日南中務丞不知名卒大野神野干赤岩嶺致濫妨
放火糊取百姓良善禁獄之或刃傷寺領之法師之杀無理之
所行也。故所務之時分規如此之不思慮之間年費之失墜
寺家之大禍也(當時記)寺者是御祈禱寺也 寺領亦御寄附之地也
何任即應可致狼藉哉 其上百姓全無其咎寺家亦無一塵
之謬之虞故祿寺領所致無理之惡行也 就中放火濫妨其
過是重等無御礼明哉

所詮所禁獄之百姓急遽出之所濫妨之損貳不日返之、
故所燒失之物若悉可并償之旨種種成敗全寺領 殊為致
御祈禱之速明 恐々言上 如件

應永三耳八月 日 (西正一三九六)

永享九耳熊野社文書 (八)

前文

合田 三反 魚

右権現法灯明永代記

○ 違 覆也

永享九年丁巳二月五日

太郎五郎 (花押)

大川戸権現堂

林名寺文書 第廿四号 (西曆一四三九年)

五六七二 上総国赤岩三ヶ村年貢米結解状 (三〇三)

注進 林名寺領赤岩三ヶ村御年貢米等

△ 合 拾五石内

拾参石五斗 寺納 代廿三石二百六十六文
百文刑 五升八合宛

唐石五斗 代官給

画下行銭

二百文 總抄上下路銭

三百五十文 於今津度々雑用

五百文 總抄給分

合 壹貫五十文下行

廿二貫二百十七文 寺納

右所勘(勘)定状如件

永享十一年三月二日

政所 東林 (花押)

差 三ヶ村政所ハ東林

○ 東林給分、これヲ政所ハ副代に伺いを立て
ていることが判る。

五六七三 下総国赤岩拾四箇村年貢

米結解状 新武蔵風土記稿 所収

赤岩拾四名村 承轉結解状事

△ 合 八拾貫文内

六十九貫六百分 寺納

八貫文 代官給

一貫文 總抄衣科

八百文 未領路銭 兩度四人分
年貢運上時

三百文 今津間方酒置

三百文 六浦六郎方札儀
(普銭之前)

右所勘定状如件

永享十一年三月三日 政所 憲意 (花押)

注 憲意 代官

又 六浦六郎 北条系金沢氏の一族か。

又 赤岩十四ヶ村の政所は「憲意」

金沢林名寺文書 第廿四号 (西曆一四四五年)

五六七九 下総国赤岩十四箇村年貢米勘定状 (三〇七)

赤岩十四ヶ村 文書 務忠次

右所注連赤岩十四ヶ村御年貢米勘定状事

合 九拾貫文内

七十貫四百文 寺納此内九百文先納

九貫文 代官給分

二貫文 政所屋作合力分下向宛

一貫文 聖恩給分衣料

六百文 夫須路御年貢運上之贈

以上 九拾貫文

右 所助白足状加件

文安二年乙丑十二月 日

(一四四五)

政所 範忠

註 範忠給分

政所の立替が行われた事が判る。

金沢林名寺文書 第廿五号 文安三年(一四四六年)

五六八〇 下総国赤岩三ヶ村年貢米勘定状

(三〇八)

赤岩三ヶ村 文書 勘定状

注連 林名寺領赤岩三ヶ村御年貢米勘定状事

合 貳拾石内

十七石三斗

二石

七斗

已上 貳拾石

右所注連状加件

文安三年丙寅

十一月 日

(一四四六)

政所理妙 (花押)

五六八一 下総国赤岩十四箇村年貢米勘定状

第二六号

(三〇九)

赤岩十四ヶ村御年貢米勘定状事

(注進)

林名寺領赤岩十四ヶ村御年貢米勘定状事

合 九拾五貫文内

八十三貫九百文

九貫五百文

一貫文

六百文

寺領此内九貫文并納

代官給

聖恩衣料

夫須路宛

已上 凡色三費文

石所勘定状如件

文安三年 卯 十二月六日

(一四四六)

政所 疏書 花押

林名寺文書 第廿七号 (西曆一四四七)

五六八二 下總國赤岩三ヶ村年貢米勘定状(三三〇)

赤岩三ヶ村 勘定状

注進

林名寺領赤岩三ヶ村御年貢米 勘定状等

△台 貳拾石内

十石三斗

二石

七斗

寺納

代官給

得妙給分

已上 貳拾石

右勘定之如件

(状々字の)

文安四年 丁卯 十月 日

(一四四七)

政所 理抄 (花押)

林名寺文書 第廿八号

五六八五 下總國赤岩三ヶ村年貢銀勘定状(三三二)

赤岩三ヶ村 勘定状

注進 林名寺領赤岩三ヶ村御年貢銀勘定状等

△台 伍百文

四百三百文

五百文

二百文

寺納

代官給分

夫領路紙

年貢銀上之時

已上 伍百文

右勘定状如件

室徳元年 己巳 十月 日

(一四四九)

政所 理抄

林名寺文書 第廿九号

五六八六 下總國赤岩十四ヶ村年貢銀勘定状(三三三)

赤岩十四ヶ村 勘定状

注進

林名寺領赤岩十四ヶ村御年貢銀勘定状等

△台 拾五百文内

拾貳百三百文

一費五百文

一費文

寺納

代官給

總抄衣科

二百文 夫領路氣 年貢運上之明

合拾五匁文

右勘定之状如件

宝徳元年己巳十月 日

政所 範徳 (花押)

林名寺文書 第三〇号

五六八八 下総國赤岩三ヶ村年貢米勘定状(三一五)

「赤岩三ヶ村勘定状(由徳三)」

注進

林名寺領赤岩三ヶ村御年貢米 勘定状等

合拾参石内

十一石 寺綱

一石三斗 代官給分

七斗 下部給分 得妙?

都合十三石

右勘定状如件

宝徳三年 十一月 日

政所 範徳 (花押)

林名寺文書 第三十一号

五六九〇 下総國赤岩村同佐範徳勘定状目録(三一七)

「救地」

赤岩 勘定状

赤岩勘定状 宝徳元 兩所より十五匁分(注要)

同 二 同 三

同 四 銭方三十八匁文之内

一匁文 道林衣料

三十七匁文

金沢林名寺文書 第三十二号

五六九一 下総國赤岩村銭方送状目録(三一八)

「赤岩銭方送状 送状 貳拾八匁文」

禪上 林名寺 符者禪師 於口

備考

「(一)の文書は封紙を更に料紙に用いて書かれる」
「(二)の文書は西暦一四五二年に当る」

金沢林名寺文書 第三十三号 年月不詳

五六六三 林名寺々領文書注文

「文書注文日記」

新方文書 志通

大倉文書注文

共仕一通并故將軍一通

行卷一通、讀時一通

△台四通

老百部文書

共仕安堵一通

山河寄進狀一通

△台二通

以上都合 六通

進上林名寺御待者

山比丘町了

△金沢林名寺文書

第三十四号

五六九三

氏名未詳書狀

〔花藏法花同
具根集一紙背〕

今月十五日宗憲房下向之時

因

細進狀候了、能々可被御覽候

因

一、法勝寺上人方へ会進給目安等

□

趣何辨候引既存知之心甘不及申

□

一、土洲對面之時赤岩并正文書加

□

見書取候了、但御倉料所之申候

□

用途たに候て今心可給候へ□

無方候、就其候之由、百藏坊用途

乱返候之條不御心無申斗候、目料□

可斗之由申て候、甘る一向、虚証寺□

以下又

△金沢林名寺文書

第三十五号

五六九二

氏名未詳書狀

以前此等之趣難可令申候

領主前未蒙候、固奉書札候

仰赤岩細年賣等豆一斗候者

進分可致取沙汰候、由存候、因依

水損一紙一粒も納由へましマ

由仰百姓等同心に致訴給、堅

申候者、因散之支度致仕候しを

兜角致調法、米鉄共和

形寺綱仕候、御申付候し分

未達仕候、固此同心申下を

致催促候也、御百姓等申至に

所を疑退出仕候、共未進など

云々

以下又文

下総国下河邊庄下方領の年貢の変遷

赤岩 編

時代	鎌倉時代	南北朝時代	室町時代
年号 西暦	永仁 元年 一、二九三	貞治 二年 一、三六三 永徳 二年 (一、三八二)	永享 十年 一、四三八
概 要	現作田 廿五町四畝少四十歩 (加新田定) 年貢高 三百拾参石六合参寸三々 段別 四斗定 (約一畝) 六〇段 未割分 不明 赤岩十四ヶ村と推定 この内 百五十六石五斗五升三合三寸三才が金沢氏の得介である。	赤岩十四ヶ村之内 赤岩・新方・十丁免分 現作田 不明 分納の爲 合計高不明なるも、大体五面に分納されている等から推定 可る外はなし。 年貢高 新方、十丁免分 漆石参斗五升 米貳共和 赤岩 肆拾五石二斗分納 注 漆はと世、聖は四也	現作田 不明 赤岩十四ヶ村 年貢高 三百十二貫八石八拾文 寺 納 二百三十九貫五千文 現作田 不明 年貢高 八拾貫文 寺 納 六拾九貫六百文

南北朝代		室	前	雨	代	
貞和 四年 (一三三四)		宝曆 三年	宝徳 元年 (一四四九)	文安 四年 (一四四七)	永享十一年 (一四三九)	
<p>八石四斗</p> <p>右内河外河共に赤沼三ヶ村の内であるが、序に里口村とぞ三ヶ村となる。南北朝時代と室町と戦乱の激びしきにつれ、地名寺々納高が減少す。名主が武家化されたのたろう。</p>	<p>赤沼郷内河年貢</p> <p>同郷外河年貢</p>	<p>年貢高 十三石之内</p> <p>寺納高 十一石</p> <p>以上は赤沼三ヶ村の年貢高</p>	<p>現作田 不明</p> <p>年貢高 伍匁文之内</p> <p>寺納高 四匁三百文</p> <p>不明</p>	<p>前年慶に同じ</p>	<p>赤沼三ヶ村年貢米</p> <p>現作田数 不明</p> <p>年貢高 拾五石之内</p> <p>寺納高 拾三石 (鉄に替えて二拾二匁三百十文)</p> <p>現作田数 不明</p> <p>年貢高 二拾石之内</p> <p>寺納高 拾七石三斗</p> <p>里</p>	<p>現作田数 不明</p> <p>年貢高 拾五石之内</p> <p>寺納高 拾三石 (鉄に替えて二拾二匁三百十文)</p> <p>現作田数 不明</p> <p>年貢高 二拾石之内</p> <p>寺納高 拾七石三斗</p> <p>前年慶に同じ</p> <p>永享十一年 (一四三九)</p> <p>宝徳元年 (一四四九)</p> <p>文安四年 (一四四七)</p> <p>文安三年 (一四四六)</p>

下總国下河辺御庄下方御領赤岩 三ヶ村代官被官人

管理者 (代官) 政所給与

時代	給分	代官名	給分	被官人	備考
永享十一年 (一、四三九年)	一石五斗	泉 砵 三ヶ村代官	五〇〇文	徳 妙	
同 年	八匁文	憲 意 十ヶ村代官	一匁文	徳 妙	
文安二年 (一、四四五年)	九匁文	範 徳 十ヶ村代官	一匁文	聖 恩	
文安三年 (一、四四六年)	二 石	理 妙 三ヶ村代官	七 斗	徳 妙	
文安四年 (一、四四七年)	九匁五百文	範 徳 十ヶ村代官	一匁文	聖 恩	
文安五年 (一、四四八年)	二 石	理 妙 三ヶ村代官	七 斗	得 妙	
宝徳元年 (一、四四九年)	五百文	理 妙 三ヶ村代官	七斗?	女	

下総国下河辺庄下方赤岩郷祇名寺の代官

時代 南北朝時代

宝徳元年 (一四四九年)	一匁五百文	範 十四ヶ村	一匁文	得 抄
興徳三年 (一四五一)	一石三斗	廻 抄 三ヶ村	七 斗	下部給とあ るが廻抄が
文安三年 (一四四六年)	延命寺結京塔 淨河孫 淨春、淨汕等三五名	吉川町本町	八月 日	十三人
文安四年 (一四四七年)	延命寺結京塔 良米・淨賢等 三二名	吉川町本町	八月 歳正月	

年号 (西暦等)	代官名	被官人	村	代官
貞和四年 (一三四八)	兼宣		赤岩三ヶ村代官	
永徳二年 (一三八二)	定汕	世	赤岩十四ヶ村代官	
応永三年	光祐?		不明	

年号 (西暦等)	記 事	年号 (西暦等)	記 事
永享十一年 (一四三九)	兼林 兼意	赤岩三ヶ村代官 赤岩十四ヶ村代官	十月十四日、十九日 太田資長、田畠成、高野成を攻める。 近郷の寺社民屋灰燼に帰す。光明寺日記
文安二年 (一四四五)	兼惠	赤岩十四ヶ村代官	
文安三年 (一四四六)	兼妙 兼惠	赤岩三ヶ村代官 赤岩十四ヶ村代官	
宝徳元年 (一四四九)	兼惠 兼妙	赤岩三ヶ村代官 赤岩十四ヶ村代官	
延徳三年 (一四五二)	兼妙	赤岩三ヶ村代官	

年号 (西暦等)	記 事	年号 (西暦等)	記 事
享徳三年 (一四五五)	この年記銘の端口一字 春日領市一の割 香取社に存した 新方庄一浪目香取大明神 本願 未太証	長祿三年 (一四五九)	

寛正 二年

(一、四六一)

十月十五日 上杉房頭太田資長等
幸手の田宮城主一色頼氏を攻める。

光明院日記

寛正 四年

(一、四六三)

補 青石塔婆

越ヶ谷市東方 中村氏邸内に存す

殊陀一尊種子

越ヶ谷市の史跡と伝説より、

寛正 五年

(一、四六六)

補 青石塔婆 年記の青石

市内御殿跡の辺より発見さる

同 史跡と伝説より

応仁 三年

補 青石塔婆 記録あり

市内見田方飯嶋に存す。

越谷市史跡と伝説より

同 年

敬告 奉懸 新方庄長宮香取社の

鐙口一尊 且那森九頭家吉

大工波江住 泰次 新方荘の

最西端に位置す。(現岩槻市

文明 三年

(一、四七一)

補 勢至様塔 奉持待供養結願妙榮

祥妙寺の三郎外九(現存の鐙口一尊耳)

文明 十年

(一、四七〇)

補 青石塔婆

市内四条の妙音院に存す

文明 十一年

(一、四七九)

補 天獄寺尊阿彌照(念与)の兩山

とさる(木田下野守なりやと云わる)

文明 十三年

(一、四八一)

補 青石塔婆 三枚

市内松山 釈迦堂

同 年

補 青石塔婆

市内西方 西垣宅

西方 八幡神社に存す。

史跡と伝説

延徳 二年

(一、四九二)

杉戸町高野永福寺 再建

駿西庄、下河辺庄の民の寺にて

(光明寺院日記より)

明應 四年

(一、四九五)

補 青石塔婆 一

市内見田方

(史跡と伝説より)

明応 七年

(一、四九八)

補 青石塔婆

市内見田方飯嶋より出土し大塚

寺に存す。(史跡と伝説より)

狀況

年時 (西曆)	紀 事	年時 (西曆)	記 事
文龜 三年 一五〇一 一五〇四	この頃の新方注の強主は新方次郎 大夫彌希と云う。 同降西庄八条郷の主は八条女衛尉 と云う。 (栄広山清淨院世経慈願寺では) 両者合戦し、新方軍敗北すと ある。	永正十七年 (一五二〇)	史的根拠無き為承として記す。 新方氏、兵を起し八条軍を向郷 城に攻める。 降西庄八条方の將、羽村氏、赤松 氏討たると云う。 (栄広山出緒)

貞亨 (西曆)

記

事

永正 十八年 (大永元正改元) (一五二一年)	正月六日 降西庄の八条軍 青柳外記丸征門、川作田軍入、柿木大膳、大相模飛騨守 西原元近右征門、領家八郎、國分寺氏、八条兵征門 二千三百の兵を以つて、新方注 に攻め来る。 新方軍は波江の如勢 (波江氏又は太田美濃守資成の) を得て争戦す。 八条方の大曾根上野介等も見える。八条軍死者七百五拾余り、新方軍三百人と記されて いる。東新方は、栄広山清淨院の地と成るとすると、如勢の波江又は太田氏の恩縁にて 西新方 (現武里地区豊春地区川辺地区、大城地区をこの稱) 讓与したものが。 何れも由緒記の根拠にての仮報であるから 今後 更に研究を必要であらう。
-------------------------------	--

年号(西暦等)

記

事

大永三年
(一、五二二)

市内松森の磨却山観音寺・尊賢の建立、用山と云う。
前年の合戦の士の靈を弔う為か。仮設だが、關係ありや否や

大永五年
(一、五二五年)

二月六日 岩槻城は太田源五郎、美濃守資頼の守城であったが、在郷地頭の入であり、木田の臣の淡江三郎が北条氏郷に内応し、叛乱し資頼、石戸城に逃れる。新奥勢方の太田氏に対して在郷郷士の淡江氏が樺心の謀叛であったろう。

享祿四年

十月廿四日 太田野頼入道々可、再び岩槻城を攻め、淡江氏の弾正忠平景胤、吉河城の足利晴氏の許にのびる。

天文七年
(一、五三八)

十月一日 田宮城(幸寺町) 北条軍に攻めらる。
天神嶋城(幸寺町) 城下及び春日部城、杉戸、下川辺庄民衆、悉く焼失すな。

一 光明院日記 前跡院寺様

天文七年
(一、五四〇)

四月十五日 記銘の十三松種子 青石塔婆
市内大泊 安國寺に現存す。

天文十一年
(一、五四二年)

一月二十二日 命祿三生土刀 正月二十二日 記銘の青石塔婆あり、私年号の塔婆であり珍らしい。松沢村金杉に存す。命祿三年は天文十一年に当る(稲村垣元説)

天文十五年
(一、五四六)

この年北条氏康、溪安と称して岩槻をさけて大沢の地を通過す。
(関八州古戦録)

年号 (西暦等)

天文廿四年

(一五五三)

弘治元年

(一五五九年改元弘治)

弘治二年

(一五五六)

記

事

五月八月 青石藩表 「風早巻」

殊叱三番巻子 「権持節分結建立」

庄和町金野井

この年、太田美濃守資正、下河辺庄の北郡を戦火の渦中におく。

春日部市内にこの年の「二十一種子の庚申符供養」 青石藩表を見る。

むすび

資料を金沢赤石寺文書を中心にして諸物件を引用し、年表を年代別に配列し、その動向を出来るだけ越谷市周辺に限定したので、その行く処、春日部赤岩の十四ヶ村と同じく三ヶ村が金沢赤石寺領が優先することになったが、この羅列の中からその主なるものを抽出すると次のことが浮かび上つて来る

一、金沢赤石寺の開山、開基に関する問題

二、中世期に於ける(鎌倉時代、南北朝時代、室町時代)の 幕府と荘園、庄屋、名主、代官などの

政所關係が判明して来た。

三、就中、四ノ栗の關係で、所領の形態(本采の姿

が変化した室町中期以降の關係が明らかになり

非常に参考になることが挙げられよう。

次に、中吉の武士がその家臣にその所領を介給した状態や、所領を売買したり、親着を作り、他人の所領を所領したりして証簡行為をなして、屢々訴訟を起し、所領の擴大をはかったり、維持をはかるに汲々たる実状がよく窺われるのである。

地頭取 桑地郷 烏子兵衛三郎

息 二九耳 渡鳥子中務丞利時

息 中務次郎頭忠

赤岩郷……倉栖氏

桑地郷……烏子氏

春日部郷……春日部氏

新方郷——新方氏

……であつたこの文書が、判読している様だ。

この入々は結、金沢修理大禰、桑地の家人

最後に板碑について

稻村正元氏の言葉を紹介したい。

同氏の「新王史談会の会長の談」「新王史談第十四巻
第二号で「神宗崇養の新発見」と題して次の様に
記述している。

武蔵野の青石崇養の内、純然たる禪宗風のものを
して「南無仏」「屏依仏」の崇養が有り柯れの鎌倉
時代で正安二年乃至三年の年紀があつて既に南無佛
の文化財に指定されている。

其の一 北葛飾郡吉川町木売 清浄寺の「南無佛」
正安三年（一三〇一）

其の二 北葛飾郡松伏村（現松伏町）大川戸光嚴
寺の「屏依佛」正安二年（一三〇〇）

共に、寧ろ一山の蓮になると伝う。兩者とも丈と尺位
（二米余）前者は中央より折れて居るが鉄のわくを
入れて居り、新編武蔵風土記稿には同所の清浄寺西
光院が浄土奥宗たる關係で、親鸞筆と推えるが、年
代が符合しないと述べている。又後者は神宗曹洞派
であるが何等所伝が無い。

岩姿の文字「南無仏・屏依仏」という語は禪宗の
用語で、書体が宋體寧ろ一山に似ているからそう伝え

られて居る。そこで、寧ろ一山とは如何なる人物かと云
うことである。

寧ろ一山とは 一山一寧と云い支那宗代、台州の人で
各地の禪刹に修業し大智識人となり、元の始祖が日本
に遣して日本を説得させようとして正安二年に秋が國
に永歸した。

鎌倉幕府の北条貞時が、師の使命を策い一時伊豆の
修禪寺に屏居せしめたが後鎌倉の建長寺に住せしめ又
同院寺に授り、正和二年（一三一三）には京都南禪寺
に住し後宇多法皇の帰依を受けて京都の費紳多く來扣
したと云う。文保元年（一三一七）九月病に依つて寂
した。時に歳七十一。時に鎌倉在住中、仙岩松島の景
勝を聞き自ら旅して之を稗勝した。長等の禪宗風の
岩姿を建立したと想われる。至一三一七迄の十八年間
在住した事になる。

道井氏発見の赤岩の源光寺境内の大川戸光嚴寺のも
正安二年五月結袂云々（二に折れ乙いる）一確證清
兵衛西岩市上飯原町一、三と、高井佛三郎氏から
報告されたもの茨城縣結城市にも在ると、説によると
結城市上山川馬場東村寺に長方形の石碑がのり石材は
築波西鎌地帯の小田平沢産の雲母片岩材、中央に籠字
で「南無仏」と有り左右に線刻の五重塔二基を表わし、

